

平成 30 年 宜野湾市教育委員会第 14 回会議録

教育長 知念 春美

教育委員 平良 明子

開催日時：平成 30 年 12 月 21 日 開会 14：00 閉会 15：40

開催場所：教育委員会会議室

出席委員：知念春美教育長、大城進教育長職務代理者、平良明子委員、
石川正信委員、普天間みゆき委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 桃原忍子
(総務課) 教育企画係長 城間香代子、教育企画係主事 宮竹紗弓
(文化課) 文化課長 比嘉洋
(市立博物館) 学芸係長 平敷兼哉

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 崎間賢
(学務課) 助成係長 徳田千賀子

議事日程

議案第 24 号 平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 4 号）に係る臨時代理の承認について

議案第 25 号 平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 5 号）に係る臨時代理の承認について

議案第 26 号 宜野湾市史編集委員会委員の委嘱について

議案第 27 号 宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示
について

報告事項

特になし

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数を達しております。ただいまから、平成30年第14回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本委員会で審議します案件は、4件となっております。本日の会議録署名人は、平良教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして10月22日開催の第12回定例教育委員会及び11月28日開催の第13回定例教育委員会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は普天間教育委員、大城教育委員となっております。会議録につきましてはすでに配布してございますが、字句の訂正を除き承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ただいま、第12回定例教育委員会の会議録並びに第13回定例教育委員会の会議録についてご承認頂きました。お二人には後ほど署名をお願いいたします。それでは、審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告資料1ページをご覧ください。

(教育長諸般の報告) 11月29日(木)、「平成30年度沖縄県小学校社会科教育研究大会中頭大会」が、はごろも小学校でありました。参加された委員の皆様、ありがとうございました。30日(金)、ブロック塀の学校現場視察を行いました。翌日1日(土)、「普天間第二小学校創立50周年記念式典祝賀会」へ、教育委員と共に出席。3日(月)、「横浜 DeNA ベイスターズ宜野湾友の会役員会」がありました。そして「12月定例議会一般質問割振り会議」を行っております。翌日4日(火)、「第419回宜野湾市議会12月定例会」、そして同日、市長表敬に同席いたしまして、嘉数中学校3年 中曽根さんがオレンジページと味の素が主催するジュニア料理選手権中学生部門でグランプリ受賞の報告がありました。翌日、平成30年度第10回「響きあう言葉」のコンテスト表彰式。6日(木)、「第419回宜野湾市議会12月定例会」に出席、そして「第82回全国学校歯科保健研究大会 in 沖縄」に出席です。8日(土)、「第43回全国育樹祭開催記念行事」、これはイオン環境財団から1,000本の桜の苗の寄贈がありまして、嘉数高台公園に植樹してきました。12日(水)、「第419回宜野湾市議会12月定例会本会議」一般質問が19日(水)までの6日間、出席です。12日(水)、「保護司会宜野湾市支部・宜野湾市更生保護女性会関係団体との交流会」に参加です。16日(日)、「宜野湾市母子寡婦福祉会クリスマスパーティー」に参加です。そして本日の午前中、外務省の沖縄事務局がいらして、小学校教諭、英語力向上研修会参加へのお礼にお見えになっておりました。それから、「平成30年第14回定例教育委員会会議」の開催ということになっております。では、休憩いたします。

○知念春美 教育長 再開いたします。日程1「議案第24号 平成30年度宜野湾市一般会

計補正予算第4号に係る臨時代理の承認について」、並びに日程2「議案第25号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算第5号に係る臨時代理の承認について」は、関連する議題となるため一括して審議したいと思います。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、議案第24号並びに議案第25号について、一括して審議いたします。これより、担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案書の1頁をお開き下さい。

「議案第24号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算第4号に係る臨時代理の承認について」

宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求める。平成30年12月21日。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

2頁をお願いいたします。臨時代理書になります。平成30年度宜野湾市一般会計補正予算第4号について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、臨時代理する。平成30年11月28日。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

記。平成30年度宜野湾市一般会計補正予算第4号として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。

歳出予算の補正。第1条 教育関係歳出予算の総額に3万8千円を追加し、教育関係歳出予算の総額を67億4,615万8千円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、3頁をお願いいたします。3頁は歳入歳出予算の款項毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額になります。まず、左側の表の下の段の、歳入合計欄をご覧ください。歳入につきましては、今回歳入の補正額はございませんので、補正前の額と補正後の額は同額で、29億3,552万7千円でございます。次に右側の歳出の合計欄をご覧ください。補正前の歳出合計額が、67億4,612万円で、今回の補正額は、3万8千円を増額補正し、補正後の歳出合計は、67億4,615万8千円となります。今回の補正につきましては、平成30年度人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告を受けての給与等の改訂に伴いまして、国・県・他市町村の状況等も考慮し、一般職並びに特別職へ支給いたします期末手当等の予算不足額のみを措置する内容となっております。

4頁をお開き下さい。歳出の事項別明細書になります。10款1項2目事務局費でございますが、右側の説明欄をご覧ください。説明欄01職員給与につきましては、先ほど申し上げました通り、平成30年人事院勧告等を受けての改訂に伴い、特別職期末手当の不足分3万8千円

を増額補正するものでございます。以上が、議案第 24 号「平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算第 4 号に係る臨時代理の承認について」の報告になります。

引き続きまして、議案第 25 号をご説明申し上げます。議案書の 5 頁をお開き下さい。

「議案第 25 号 平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 第 5 号 に係る臨時代理の承認について」 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則 第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、これを報告し教育委員会の承認を求めます。平成 30 年 12 月 21 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

6 頁をお願いします。臨時代理書になります。平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 第 5 号 について、市長事務部局との意見調整日程の都合上、教育委員会を開催する暇がないため、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 4 条の規定により、臨時代理する。平成 30 年 11 月 28 日。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

記。平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 第 5 号 として、次の経費を宜野湾市長に対し要求する。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 教育関係歳入予算の総額に、5 億 9,634 万 3 千円を追加し、教育関係歳入予算の総額を 35 億 3,187 万円とする。また、教育関係歳出予算総額に 5 億 6,626 万 4 千円を追加し、教育関係歳出予算の総額を 73 億 1,242 万 2 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正、第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。債務負担行為の補正、第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。地方債の補正、第 4 条 地方債の変更は「第 4 表 地方債補正」による。

それでは 7 頁をお願いいたします。7 頁は、歳入歳出予算の款項毎の金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額になります。まず、左側の表の下の段の、歳入合計欄をご覧ください。補正前の歳入合計額が、29 億 3,552 万 7 千円で、今回の補正額が、5 億 9,634 万 3 千円で、補正後の歳入合計額は、35 億 3,187 万円となります。次に右側の歳出の合計欄をご覧ください。補正前の歳出合計額が、67 億 4,615 万 8 千円で、今回の補正額は、5 億 6,626 万 4 千円を増額補正し、補正後の歳出合計は、73 億 1,242 万 2 千円となります。詳細につきましては、11 頁以降の事項別明細書にて、後ほど、ご説明させて頂きたいと思っております。

次の 8 頁をお願いいたします。第 2 表 繰越明許費の補正でございます。学校敷地保全対策事業につきましては、大阪府でのブロック塀倒壊事故を踏まえ、国の平成 30 年度補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」制度が創設されました。今回、この制度を活用し、事業を実施しますが、繰越を前提とした事業スケジュールとなっているため、上程となっております。

次に 9 頁をお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の補正に

つきましては、警備委託料から、公立学校施設営繕業務委託料まで、合計 12 事項の債務負担行為になります。内容としましては、各施設の維持管理に要する委託料や機器のリースに要する経費など、各事業の性質上、空白期間が生じないように、今年度内に入札や契約等の事務手続きを行い、新年度の 4 月 1 日から適用させる必要があるために、債務負担行為を設定するものでございます。

10 頁をお願いいたします。第 4 表 地方債の補正でございます。学校施設債につきましては、学校敷地保全対策事業における補助裏及び継ぎ足し単独分を計上するものです。

11 頁をお願いいたします。11 頁からが、歳入の事項別明細書になります。14 款 1 項 4 目 教育費国庫負担金、説明欄、子ども子育て施設型給付負担金 私立分 926 万 8 千円の歳入増は、対象幼児数の増加に伴う国庫負担金の増でございます。次に 12 頁をお願いいたします。14 款 2 項 9 目 教育費国庫補助金 4 節 社会教育費 320 万円の減は、基地内遺跡ほか発掘調査事業において、400 万円の減額補正がございますので、その 10 分の 8 にあたる国庫補助金の文化財発掘調査費を減額するものです。9 節 学校施設費 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 8,357 万 4 千円につきましては、公立小・中学校敷地保全対策事業の補助対象金額を計上してございます。

13 頁をお開き下さい。15 款 1 項 4 目 教育費県負担金 1 節 教育振興費負担金 463 万 4 千円の増及び 14 頁の 15 款 2 項 8 目 教育費県補助金 10 節 幼稚園費 326 万 7 千円の増につきましては、子ども子育て施設型給付について、補助対象幼児数の増加に伴うものでございます。

15 頁をお開き下さい。21 款 1 項 7 目 教育債 学校敷地保全対策事業債につきましては、先ほど、第 3 表の地方債の補正でもご説明いたしましたとおり、公立小・中学校敷地保全対策事業における補助裏及び継ぎ足し単独分の起債でございます。以上が歳入の部の説明でございます。

16 頁をお願いいたします。16 頁以降は、歳出の事項別明細書になります。10 款 1 項 2 目 事務局費 説明欄 01 職員給与につきましては、人事異動や休職等に伴う人件費の整理に係る予算の補正でございます。以下、各事業費における職員給与補正につきましても、同様な理由で補正を行っておりますことから、各事業での説明は省略させていただきます。3 目 教育指導費 説明欄 01 特別支援教育支援員派遣事業の 636 万 5 千円の減額補正につきましては、特別支援教育支援員の途中退職後の未配置や欠勤等があり、賃金を減額するものでございます。4 目 学校施設費 説明欄 01 学校敷地保全対策事業費の、工事請負費 5 億 1,540 万 9 千円につきましては、公立学校施設のブロック塀等改修工事請負費を計上しております。

19 頁をお開き下さい。10 款 3 項 1 目 説明欄 02 公立中学校保全業務委託事業 61 万 5 千円の減額補正につきましては、普天間中学校の校舎改修工期に合わせ、機械警備機器の移設費用を計上しておりましたが、工期が次年度まで延長されるため、61 万 5 千円を減額いたし

ます。10 款 4 項 1 目 説明欄 02 預かり保育事業 852 万 5 千円の減額補正につきましては、預かり保育事業の幼稚園教諭の人材不足に伴う未配置分や、無資格者の任用による賃金額の差額等による減額補正でございます。説明欄 03 子ども子育て施設型給付補助金 私立分 2,379 万 3 千円の増につきましては、補助対象幼児数の増加に伴うもので、私立幼稚園へ給付するものです。

21 頁をお開き下さい。10 款 5 項 3 目 文化費 説明欄 01 基地内遺跡ほか発掘調査事業の使用料及び賃借料の 380 万円の減額補正につきましては、民間地等試掘確認調査において、重機使用の制限等があり、人力掘削による調査が多かったため、重機借上料の減額と、公用車を使用したことによる車輛借上料の減額補正でございます。4 目 図書館費 説明欄 02 図書館施設維持管理事業の委託料 205 万円の減額補正につきましては、清掃業務委託の入札執行残でございます。7 目 学習センター費 説明欄 01 のスクールソーシャルワーカー報酬 30 万円と、説明欄 02 の青少年教育相談指導員の報酬 80 万円の減額につきましては、未配置期間分の不用確定額を減額するものです。

23 頁をお開き下さい。10 款 6 項 1 目 説明欄 02 体育振興運営費の報償費 154 万 2 千円の減につきましては、志真志小学校体育館において、校舎建設工事との関係で夜間開放を行わなかったこと等による夜間開放管理指導員謝礼金の減と、夏休みプール開放事業のプール監視員の確保が厳しく、減額補正をするものでございます。3 目 給食センター費 説明欄 02 給食センター維持管理費の委託料 98 万 6 千円、03 の学校給食設備整備事業の委託料 4 万円、備品購入費 28 万 6 千円の減額につきましては、いずれも入札執行残でございます。以上、平成 30 年度宜野湾市一般会計補正予算 第 5 号 に係る臨時代理の承認についてのご報告となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 議案に対する質疑を許します。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 16 頁 3 目 教育指導費 内訳の 01 特別支援教育支援員派遣事業の減額理由の未配置と途中退職ですが、未配置が多いのではないかと思います。何名程未配置なのか、状況を教えてください。

○知念春美 教育長 指導部次長、お願いいたします。

○崎間賢 指導部次長 石川委員の質問にお答えいたします。まず、市内の幼・小・中学校における支援者として、特別支援、教育支援員を派遣しているところでございますが、当初予算の段階では、幼稚園に 15 名、小学校 45 名、中学校 20 名の計 80 名計上していたところでございます。しかし、人材が確保できなかったことや、途中退職等により、予算残が発生することが見込まれるので、今回、減額したものでございます。10 月 1 日現在、少し前になりますが、80 名の枠に対しまして、幼稚園が 12 名、小学校 42 名、中学校 16 名の計 70 名の配置で、枠的には 10 名が配置できていない状況ということでございます。以上です。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 お疲れ様です。16頁の4目、学校施設費における地方債4億9,880万は、志真志小関連事業への財源ではなくて、ブロック塀等の修繕事業に対する財源であることが確認できました。そしてまた、学校敷地保全対策で5億8,322万9千円になっていて、その内訳は下に記載しているように、工事請負費が5億1,540万9千円、それ以外が時間外勤務、消耗品費、委託料に割り振られています。この工事請負費以外の財源は、具体的に施設課に割り当てられるのですか。対象はどこになりますか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 学校を含めて敷地の担当部署は、「教育部施設課」という部署が担当しております。ご指摘の消耗品あるいは時間外勤務手当につきましては、その施設課の職員分ということであり、消耗品につきましても、施設課で購入する消耗品ということになります。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 では、この委託料というのは、どういう意味ですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 委託料につきましては、このブロック塀自体が整備延長約3,103メートルを予定しているところがございます。工事の前に設計をしないといけないということがございます。その設計のための委託費ということでご理解いただければと思います。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 最後に現在、この事業、工事は進行中なのでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 この予算については、先立って12月14日に、12月定例会の中で中間表決させていただきました。既に早期に開始しないといけない、ということになってまいりますが、まずは設計から進める必要がありますので、年明けて、2月あるいは3月ぐらいまでに、設計の契約が入ってくる計画でございます。先ほども申し述べましたけれども、当然、この事業は、国から補助金をいただいて執行します。国もこの補助金は今年度限りということで称しています。通常、予算は、単年度主義でございます。今回の事業についてはこの12月で補正予算を計上しましたが、年明けの3月までに到底終わることができない。従って、明繰り等を入れまして次年度まで繰り越すという手続きもさせていただいております。31年度の夏頃に工事の改修をしていき、それまでの間、設計等を進めて、2年がかりの事業ということでご理解いただければと思います。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 是非これは進めていただきたいと思います。

○知念春美 教育長 他にございますか。平良委員。

○平良明子 委員 12頁の説明の中で、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」とい

うタイトルがありますが、部長からのご説明を先月から伺っていると、ブロック塀のことだけの事業なのかな、という印象がありました。しかし、タイトルの中には、冷房設備対応という言葉もあるので、この特例交付金を用いて、市内で冷房設備を対応される所もあるのでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 予算書の12頁、14款2項9節 学校施設費 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金のご質問でございます。この交付金は、国からのタイトル、名称がそういうふうになっています。今回、このタイトル名の交付金を用いて本市の場合は、ブロック塀に採用させて頂いております。しかし、交付金の名称からも分かりますとおり、冷房設備についても当然対応できる交付金ということになっております。沖縄はだいたいそうですが、本市においては、防衛省の補助金を使って、市内の小・中の冷房については既にすべて対応済みということで、冷房設備については今回は計上させていただいていない、ということでございます。したがって、本交付金においては、ブロック塀等の修繕事業として、今回計上しているという状況でございます。

○知念春美 教育長 その他、ございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより日程1「議案第24号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算 第4号に係る臨時代理の承認について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程1 議案第24号を終了いたします。続きまして、日程2「議案第25号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算 第5号に係る臨時代理の承認について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2 議案第25号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程3「議案第26号 宜野湾市史編集委員会委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは、議案書24頁をお開き下さい。

議案第26号 宜野湾市史編集委員会委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市史編集委員会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属

する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。
平成30年12月21日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございますが、宜野湾市史編集委員会委員の任期満了に伴い、宜野湾市史編集委員会規則第3条第2項の規定により、委員を新たに委嘱する必要があるためでございます。

それでは、次頁をお願いします。宜野湾市史編集委員会委員名簿案でございます。委嘱期間は、平成31年1月1日から翌年の12月31日までの2ヶ年でございます。市史編集委員会委員は、宜野湾市史編集委員会規則の第3条第1項の規定により、委員定数が15名以内となっておりますが、今回は10名の委員選定案としております。また、市史編集委員会委員は規則第3条第2項の規定により、学識経験者、または、その他教育長が必要と認める者、と規定されております。現在の市史編集委員は、今年度3月に発刊いたします市史、戦後資料編「伊佐浜の土地闘争」編に関して専門的知識を有する学識経験者を中心に構成しており、編集方針や構成内容の考え方を理解した上で、事務局からは、委員から編集助言を受けながら作業を進めている段階でございます。また、委員は伊佐浜の土地闘争編発刊以後の刊行計画も見据えた構成となっておりますので、円滑な事業実施の観点から、今回の委嘱につきましては、委員全員を継続しておりますことを、ご理解願います。

それでは、名簿順にご説明申し上げます。まず、1番の江上幹幸様は、元沖縄国際大学教授で考古学を専攻されています。市内在住の研究者として市史編集の取組や、編集に対する助言を受けたいと考えております。

2番の崎浜靖様は、沖縄国際大学教授で、歴史地理学をご専門とされております。宜野湾市の地名やその特徴に詳しいだけでなく、県外の地域資料に関しての情報にも精通しており、宜野湾市に関する新しい資料提供も受けることができると考えております。

次に3番の藤波潔様は、沖縄国際大学准教授でございます。専門は戦後史でして、現在編集中の「伊佐浜の土地闘争」編と次に計画する「教育編」を進める上で、教育編の関係資料の収集をお願いしたいと考えております。また、藤波様は、歴史教育もご専門であり、本市の教育振興計画策定委員を務められた経験を活かして、市史の普及・活用の観点からも引き続き、助言をお願いしたいと考えております。

次に4番の仲村元惟様は、これまで数多くの市史の編集、執筆に携わってこられた地元の郷土史家でございます。また、「伊佐浜の土地闘争」編の専門委員でもあり、土地闘争の様子を実際に知る人物であります。

5番の吉浜忍様は、元沖縄国際大学教授で、沖縄戦や戦後史の専門家でございます。現在の市史編集委員会委員長でございます。また、編集中の「伊佐浜の土地闘争」編の専門委員であり、沖縄県史や県内の市町村史の状況にも詳しく、編集に関する適切なご助言をいただきたいと考えております。

6番の辻雄二様は、琉球大学教育学部教授で、地域の教育課題の解決にむけた共同研究な

どを行っております。市史の歴史教育の観点からの助言や、今後、「教育編」を進める上で、必要な委員と考えております。

7番の波平エリ子様は、沖縄女子短期大学の准教授で、沖縄民俗学のご専門でございます。以前、市史の民俗編の調査員を務めており、宜野湾市にも造詣の深い先生でございます。また、他市において街づくり事業にも参加され、市史を用いた活用の面からもご助言をいただきたいと考えております。

8番の松川章様は、大謝名区出身で、浦添市教育委員会文化課の課長を務めております。また、大謝名獅子舞保存会の前事務局長も務めており、地域の歴史文化に精通し、文化行政を含めて郷土史家ということで継続を御願ひしたいと考えております。

9番の高江洲敦子様は、沖縄国際大学の非常勤講師を務めており、沖縄民俗学のご専門でございます。本市の民俗調査員としても実績があり、現職の講師としての立場から民俗情報に詳しい方でございます。大学の先生方へ地域情報の提供と、市史の活用の観点からご助言をいただきたいと考えております。

10番の納富香織様は、沖縄県教育庁文化財課の史料編集班の指導主事を務めており、近現代史がご専門です。現在、沖縄県史の現代編の編集を担当されております。伊佐浜の土地闘争編刊行後の「教育編」を進める上で、必要な委員であると考えております。

以上、10名の委員名簿案でございます。別冊議案資料1頁には、議案の関連資料としまして、市史編集委員会委員の新旧対照の名簿と、宜野湾市史編集基本方針に基づく刊行計画を添付してございますので、併せてご参照いただきたいと思います。以上が、議案第26号 宜野湾市史編集委員会委員の委嘱についてのご説明になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。今回お配りしている資料について、担当係長から説明して頂いてよろしいでしょうか。

○平敷兼哉 学芸係長 議案資料の2枚目に、宜野湾市の刊行計画の資料がございます。ここ15年の市史編集計画の一覧でございます。その中で、現在進めております「伊佐浜の土地闘争資料編」を来年3月に発刊いたします。続きまして、その「伊佐浜の土地闘争編」の解説編、これをまたは、ビジュアル版と呼んでいますが、それが、大体50頁ぐらいの写真と図表を中心とした本になっております。そちらは、今年度から、本文構成の検討を進めまして、次年度に原稿作成、編集、そして32年度に刊行する計画を考えております。また、今回の市史編集委員会の提案の中で挙げた「教育編」を、次の32年度中に専門委員会を立ち上げ、構成内容を検討し、進めていこうかと考えております。以後、5巻の「民俗編」の解説編、4巻の宜野湾関係資料1の解説編はいずれもビジュアル版でございます。本編の方はどちらかといえば、聞き取りや、文字の情報が多いのですが、基礎資料として、市民や体験者から聞き取りを行ったものなどをまとめた内容になっております。それをそのままやりますと、

なかなか普及までは厳しい面がありましたので、今回は解説編、ビジュアル版を、写真や図表を付けてまとめる、どちらかという、小、中学生を中心に分かりやすい内容にした形で進めて、普及、活用できればと考えています。最後に、「戦後資料編」Ⅲとして、これはまだ仮ですが、米軍基地と地域住民という形で後々に、資料編、解説編をまとめたいということで、現時点ではトータル15年分の刊行、編集計画を考えております。説明は以上になります。

○知念春美 教育長 15年分の長期計画ということでございます。そのようなことも踏まえて、今回このような委員名簿を提案したということでございます。ご質問ございますか。平良委員。

○平良明子 委員 長いスパンの計画で、地道なプロジェクトを少しずつ進めていくということは大変だと思います。今回の編集委員の委嘱については、理にかなっていると思います。改めて、この刊行計画を見させて頂いて、とても興味深く拝見しました。順番にしても、解説を持ってくるとか、資料を持ってくるとか、博物館のスタッフの意図がはっきり見えるので、とても楽しみにしております。また最近、いい噂も聞きまして、石川竜一写真展も、市外の方からもとても良い評価を聞いていますので、色々なところで博物館の皆さんの力を発揮されていて、とても心強く思います。ありがとうございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 刊行計画の中で、資料編は来年3月の今年度内にはできるとお伺いしました。今回の推薦された委員によるメインの事業が解説編で、現在、その解説編に向けて動いているということですのでよろしいですね。

○知念春美 教育長 係長。

○平敷兼哉 学芸係長 補足します。資料編も平成21年にスタートしまして、このメンバーで進めてきました。資料編が終盤に入ってきましたので、その部分のまとめと、次の解説編の本文をどういうパターンにしようかという基礎づくりを、今回の提案している委員の先生方にご意見を伺いたいと考えております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 これまで宜野湾市教育委員会の様々な委員会の委員について、委嘱してきましたけれども、私の基本的な立場は、委員というのは、やはり広くあまねく人材を入れて、新しい風を入れてもらう、という考えがございます。そのことが、個人にとっても、委員会にとっても、良いことであると捉えており、再任等について、私の立場としてはそのような前提も踏まえ、よく認識して頂けないかと、これまで言ってきたわけでありまして。その中で、今回の委嘱委員に関して、委嘱期間が10年を超えていた委員が4名おられます。また、中でもとりわけ委嘱期間39年の委員が1名おられますね。繰り返しになりますが、この委員、市史というものは、歴史に関する専門的なことですので、やはり委嘱する委員も年数が必要、つまり再任をしてでも、教育委員会としてはこの方には是非、委員を担って頂きたい、という

理解で捉えてよろしいでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 委員の入れ替え等については、年度の中でしていきたいと思っはいたのですが、今、市史編集のちょうど作業をしている最中ということもございます。それから、委嘱期間が長い委員がいらっしゃるといご質問がございました。しかしやはり、今回の委員の方につきましては、本市の伊佐の闘争、その土地に熟慮しておられます。その方抜きでは語れない、というふうに教育委員会としては考えております。その上で、名簿を提出させて頂いているということで、ご理解頂きたいと思ひます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 先日 14 日に、新県立図書館へ落成式とオープニングセレモニーに参加してまいりましたけれども、やはり、今後一番の課題というのが、施設・建物を作ること、あるいは書物等を発行するだけでなく、活用していくこと。つまり市史編集、刊行し、それらを活用していくという視点に立ったときに、この委員の方々を支えると言ひましようか、事務担当職員がおりますよね。本市には、この 10 名の委員を支える裏方としての、学芸員のよな方が配置されていますでしょうか。

○知念春美 教育長 平敷学芸係長。

○平敷兼哉 学芸係長 今のご質問にお答えします。この市史に関することは今 1 人の者で対応しています。もう 1 人は、歴史公文書等整理・活用事業、いわゆる公文書に関する担当者がいまして、市史関係は合計で二人、そしてそれを統括するのが私というかたちで対応しております。そして、係は 1 つなものですから、ある時は博物館の展示会とか、そういうものをやりつつ、今の時期は、今年度は市史の刊行がメインですので、今は市史編集のほうにウエイトを置きながら、業務を両立して進めています。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 是非、頑張つてほしいと思ひます。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市史編集委員会委員の委嘱について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、日程 3 議案第 26 号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程4 議案第27号「宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 それでは、議案第27号「宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をご説明申し上げます。お手元の議案書26頁をお開き下さい。

宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について

宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年12月21日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市の児童生徒が学校教育活動の一環として、運動競技又は文化活動に参加するため、国外へ派遣される場合も、補助対象とし、保護者の経済的負担軽減の充実を図るため、告示の一部を改正する必要があるためでございます。では、改正点について、ご説明いたします。議案書27頁をご覧ください。また、別添の黄色い表紙の「新旧対照表」の1頁もお開き下さい。あわせて青い表紙の「議案資料」7頁より、現行の要綱がございます。これらもあわせてご参照下さい。改正点は3点ございます。まず、1点目、第1条中「県外及び県内離島派遣を「県外等及び県内離島へ派遣される場合」に改めます。

第1条では、この要綱の目的を定めております。この要綱の目的は、宜野湾市の児童生徒が、学校教育活動の一環として、沖縄県を代表し、運動競技又は文化活動に参加するため、派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担軽減を図ることでございます。現行の要綱では、県外及び県内離島に派遣される場合のみを補助対象としておりましたが、今回の改正で「県外」に「等」の文言を加えることにより、県外及び県内離島だけでなく、国外へ派遣される場合も補助対象といたします。

次に、第2条第1項第3号中「学習指導要領に位置付けている」を「教育課程に関連する」に改めます。

第3号は、補助対象事業について、1号、2号に該当しない場合で、学校教育活動の一環として、教育長が適当と認めたものを補助対象と定めております。第3号中、部活動等について、「学習指導要領に位置付けている」としておりましたが、部活動は、正しくは「教育課程に関連する」事項であるため、文言を改めてまいります。

最後に第5条中、「九州大会及び全国大会を」を、「九州大会、全国大会等を」に改めます。

第5条は、一会計年度あたりの補助金の交付回数を定めております。交付回数について、一会計年度につき、「県大会、九州大会及び全国大会を各々1人1回限り」としていたものを、「県大会、九州大会、全国大会等を各々1人1回限り」とし、「等」の文言を追加いたしました。この改正により、国外へ派遣される場合も交付対象といたします。改正後は、国外大会

についても、一会計年度につき1人1回、補助が可能となります。

また附則についてこの告示は、公布の日から施行することを定めております。以上、ご説明申し上げます、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 今回の改正は、理にかなった流れに対しての改正だと思っております。その中で、まず今年度、派遣で厳しかった事例など、ありましたら教えてもらえますか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 お答えいたします。実は12月の末から、嘉数中学校が香港マーチングバンドフェスティバルに参加することが決まりまして、学校でも資金造成やコンサート等をやっている状態で、この活動に何とか補助ができないかということで、これに間に合わせるかたちで改正をしているわけでございます。

○知念春美 教育長 石川委員。

○石川正信 委員 分かりました。今回は団体ですが、今後、個人等も海外へ派遣される場合が出てくるのかなど。団体は最高300万でしたが、個人の場合はどのぐらいの補助になりますか。

○知念春美 教育長 学務課助成係長。

○徳田千賀子 助成係長 個人に対する補助も、団体に対する補助についても、まずは、期間と参加人数、各々、区分毎に限度額がございまして、1人あたりの上限額を積算しております。例えば、宿泊費等、そういったものに、それぞれ上限額が設定されています。費目毎に算出した金額に対して、現在85%補助額と第4条で定めております。個人に対しても、団体に対しても、300万円を超えた場合は、300万円が補助限度額となり、積算して決定しております。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。普天間委員。

○普天間みゆき 委員 やはり国外で開催される大会等も出てくると、それらへの補助の必要性もあるように思いました。要綱の第5条で、県外等へ派遣される際の補助金交付回数は一会計年度につき、県大会、九州大会、及び全国大会を各々1人1回限りじゃないですか。例えば、全国大会へ行きますと言って、補助金をもらい、それでまた、国外へも行きますとなる場合、その場合は、全国大会でもらったから、もう国外ではもらえない、という解釈になるということですか。

○知念春美 教育長 学務課助成係長。

○徳田千賀子 助成係長 担当からお答えします。こちらは、5条のほうで、一会計年度の補助金の交付回数を定めております。一会計年度につき、県大会、九州大会、全国大会ということで、各々1人1回限りとありますのは、それぞれの大会を1人1回限り、一会計年度

につき最高1人4回派遣される可能性もあると思います。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 県大会、九州大会、全国大会、国外ということです。

○知念春美 教育長 普天間委員、よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 第2条第1項第3号について、互いの学習を含めて、ご質問したいと思います。「学習指導要領に位置付けている」を今回改正してありますが、部活動は学習指導要領に位置付けられていないですよね。つまり、部活動は、クラブ活動とも違い、これは指導要領に位置付けられてないですね。そういうことも踏まえての意味ですか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 おっしゃる通り、学習指導要領に部活動のことは書かれていますが、決して学習指導要領に位置付けているわけではございません。新学習指導要領でも、部活動に関しては「関連性がある」、という文言の明記がありますので、そこから今回の要綱の改正においても「関連する」、という表現に改めたということでございます。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 教育課程に位置付けられて、という文章でもおかしいので、教育課程に関連してという文章にしたのですね。これで表現上、問題もないと思われまますので私は良いかと思えます。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 部活動は教育課程に位置付けられている、という表現もおかしなところがありますので、学習指導要領の関連性があるという表現を考えた結果、そのようにさせて頂きました。

○知念春美 教育長 今の文言については、よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程4議案第27号を終了いたします。本日の会議はこれにて閉会いたします。たいへんご苦勞様でございました。